「ひかりっ子」だより　（宇土小学校だより）

令和２年６月の２　校長　樅木浩孝

○「児童虐待」は人ごと？

ここ数年間，親が子どもに対して行う児童虐待が後を絶ちません。令和２年３月１２日に警察庁から２０１９年の児童虐待に関する内容が出されました。それによると，虐待の疑いで通告がなされた子どもは９８，２２２人と，統計を取り始めてから最多人数でした。内訳は，心理的虐待が７０，７２１人，身体的虐待が１８，２７９人，育児放棄（ネグレクト）が８，９５８人などでした。

最近のニュース等では，在宅勤務や学校の長期休校などにより，自宅で子どもと一緒にいる時間が多くなることで，児童虐待の恐れが増加する可能性があると報道されていました。とても心配しています。

虐待は，時には子どもの命を奪うという，最悪の事態を招くことがあります。多くの保護者の方は，「自分はしつけはしても，児童虐待はしないから」と，他人事のように思われているかもしれません。実は，そのことが，落とし穴になる可能性があります。「自分は関係ない‥」と言い切る前に，一緒に考えてみませんか。

Ｑ：どんなことが「虐待」にあたるの？

児童虐待は，保護者がその監護する児童（１８歳に満たない者をいう）について行う次に掲げる行為をいいます。（児童虐待防止法）

①心理的虐待　　②身体的虐待
③育児放棄（ネグレクト）　　④性的虐待

Ｑ：心理的虐待とはどんなこと？

児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応，その他，児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

→差別されたり，罵倒されたり，おびえさせられたりなどが頻繁に行われること。威圧的に子どもに接することも同様。また，「産まなければよかった」「うちの子じゃなければいいのに」など，子どもの存在を否定すること。面前ＤＶ（配偶者への暴力で子どもがストレスを受ける）も該当する。

Ｑ：身体的虐待とはどんなこと？

児童の身体に外傷が生じ，または生じる恐れのある暴行を加えること。

→殴る，蹴る，狭い所に押し込める，長時間室外に追い出す，ロープにつなぐなど

（イラストは二つとも青森県警察HPから）

Ｑ：育児放棄（ネグレクト）とはどんなこと？

ネグレクトの具体例として，次のようなことがあります。

・子どもに衣食住の身体的なケアを与えないことがよくある。
（食事を与えない，準備しない。　衣服の洗濯をしないで，汚れたままの服を着せている。　子どもだけ残しての外出・外泊。など）

・子どもに必要な医療や保健を受けさせないことがある。
（虫歯をそのまま放置している。　感染症にかかっていても病院に連れて行かない。　必要な予防接種を受けさせない。乳児検診に連れて行かない。など）

子どもが「言うことを聞かないから」とか，「言われたことを最後までやらないから」という理由があったとしても，罰として食事を与えないことは，育児放棄（ネグレクト）になります。

実は，今述べた食事を与えないことや心理的虐待，身体的虐待は，親は「しつけ」のつもりでいることが多く，虐待をしているという意識が無い場合が多いのです。そのことが大きな問題だと考えます。

子どもを守るために，学校はもちろん，地域住民の方たちは，虐待の疑いがあるときは，市の子育て支援課（２２－１１１１）や児童相談所（０９６－３８１－４４５１）へ通告することが義務づけられています。

できればそのようなことが起こらないよう，普段の生活の中で私たち一人一人が心がけて子どもと接していきましょう。